

令和4年

12

月号

DECEMBER

協会けんぽ

香川支部からのお知らせ

職場内で掲示・回覧ください。



保険証には有効期限があります ～従業員様へお伝えください～

加入者の皆様が健康保険証を使用できるのは退職日までです。

既に資格を喪失し、無効となった健康保険証で受診された場合、後日、かかった医療費を協会けんぽにお返しいただくことになりますのでご注意ください。

保険証が
使えなくなる日

ご本人様(被保険者)

- 退職日の翌日
- 75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 勤務時間、日数の減少に伴う資格喪失の場合は、資格喪失日
- 亡くなった日の翌日

ご家族様(被扶養者)

- 被保険者の方が退職した日の翌日
- 就職、結婚等により他の健康保険に加入された場合は、加入された日
- 一定の収入(※)を超え、被扶養者でなくなった日
- 75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 被保険者または被扶養者が亡くなった日の翌日

(※)一定の収入…60歳未満の方は年収130万円未満、60歳以上の方と障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する方は年収180万円未満。

～お薬の新しい受け取り方～ 「リフィル処方せん」をご活用ください



「リフィル処方せん」とは、症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方せんを反復利用することができる仕組みです。

—— リフィル処方せんを活用するメリット ——

医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で最大3回まで繰り返し使用できる

受診回数が少なくなり、通院負担を軽減できる

▲詳細は裏面の二次元コードをご覧ください。

年末年始営業日のご案内

年内は令和4年12月28日(水)17:15まで、年始は令和5年1月4日(水)8:30からとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12/28 (水)	29 (木)	30 (金)	31 (土)	1/1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)
営業	休業						営業

上手な医療のかかり方 ～「時間外受診」は本当に必要なときに～

夜間や休日に診察してくれる医療機関はとても心強い存在ですが、診療時間外に受診するときには注意点があります。

- 1 診療時間外の受診は初診料や再診料に加算がつく。
- 2 夜間や休日は限られた検査や治療しかうけられない場合が多く、薬も最低限の日数分しか出せないため、あらためて平日の診療時間内に受診が必要になる場合がある。
- 3 夜間・早朝・休日でも診療している診療所を受診する場合や、夜間・早朝・休日でも営業している薬局で薬を調剤してもらう場合、診療・営業時間内であっても割増料金がかかることがある。

＜割増料金＞

診療時間外			時間外加算 おおむね8時前と18時以降 土曜は8時前と正午以降	休日加算 日曜・祝日 年末年始の休診日	深夜加算 22時～翌6時
医療機関	初診料	2,880円	+850円 (+2,300円)*	+2,500円	+4,800円
	再診料	730円	+650円 (+1,800円)*	+1,900円	+4,200円
保険薬局	—		調剤技術料と 同額を算定	調剤技術料の 1.4倍を算定	調剤技術料の 2倍を算定

※()内は救急病院などの場合の金額です。

診療時間内			平日・昼間	夜間・早朝等加算* 18時～翌8時 土曜は正午～8時 日曜・祝日	夜間・休日等加算 19時～翌8時 土曜は13時～翌8時 日曜・祝日
医療機関	初診料	2,880円	加算なし	+500円	—
	再診料	730円	加算なし	+500円	—
保険薬局	—		加算なし	—	+400円

※夜間・早朝等加算は「診療所」のみが加算されます。

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。安易に軽症の患者が受診することで、医療スタッフの負担が過重になるとともに、一刻を争う救急患者の受け入れや、入院患者の急変時に支障が生じてしまいます。緊急性の高いとき以外は、極力平日・昼間に受診しましょう。

